

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月25日

【会社名】 楽天銀行株式会社

【英訳名】 Rakuten Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 東林 知隆

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目16番5号

【電話番号】 (050)5817-6630

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員 企画本部担当役員 水口 直毅

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番5号

【電話番号】 (050)5817-6630

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員 企画本部担当役員 水口 直毅

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 1,562,433,414,972円
(注) 募集金額は、楽天銀行株式会社（以下「当行」といいます。）を株式交付親会社、楽天カード株式会社及び楽天証券ホールディングス株式会社を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）に際して当行が譲り受ける楽天カード株式会社及び楽天証券ホールディングス株式会社の株式数並びに本株式交付における株式交付比率を勘案した当行A種種類株式の交付数に2026年5月19日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値を乗じて算出した金額の合計額です。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月20日付で提出した有価証券届出書及び2026年6月22日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2026年6月24日に開催された当行定時株主総会において株式交付計画が承認されたこと、2026年6月25日付で臨時報告書が提出されたことに伴い、記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、当該臨時報告書を参照書類として追加し、当行定時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 公開買付け又は株式交付に関する情報

第1 公開買付け又は株式交付の概要

4 公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠

2．本株式交付に係る割当ての内容及び算定根拠等

(1) 割当ての内容及び理由

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

5 対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違(株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違)

1．議決権

2．単元未満株式を有する株主の権利

7 公開買付け又は株式交付に関する手続

2．株主総会等の株式交付に係る手続の方法及び日程

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 臨時報告書

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

当行定時株主総会議事録の写し

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

<前略>

- (注) 1. 当行が本株式交付の対価として取得する楽天カード株式会社(東京都港区南青山二丁目6番21号、代表取締役社長 中村晃一、以下「楽天カード」といいます。)の株式数、及び、楽天証券ホールディングス株式会社(東京都港区南青山二丁目6番21号、代表取締役社長 楠雄治、以下「楽天証券HD」といいます。)の株式数、並びに、本株式交付の株式交付比率を勘案して記載しています。なお、楽天カード及び楽天証券HDの普通株式の保有者が譲り渡す株式数に応じて、実際に当行が交付する株式数が変動することがあります。
2. 銀行法その他の法令に定める関係官庁の認可等を条件として、2026年5月20日開催の当行の取締役会決議及び2026年6月24日開催予定の当行の定時株主総会の特別決議に基づき行う本株式交付により発行する予定です。また、本株式交付の実行は、楽天カード及び楽天証券HDの株主である楽天グループ株式会社(以下「楽天グループ」といいます。)並びに当行の間で本株式交付に関する統合契約書(以下「本統合契約書」といいます。)が締結されること、当行を含む楽天グループのフィンテック事業の再編(以下「本再編」といいます。)の対象外となる事業の移管が完了していること、具体的には楽天証券HDによる楽天グループへの楽天ウォレット株式の現物配当、楽天カードによる楽天グループへの楽天ペイメント株式の譲渡(発行済株式総数の95.28%)、楽天カードによる楽天グループ又はその子会社への梶山倉庫株式会社株式の譲渡、楽天カード傘下の楽天カードパートナーズ株式会社(本社：東京都港区、代表取締役社長：橋正、以下「楽天カードパートナーズ」といいます。)が保有する不動産事業等の楽天グループの子会社への移管等、当行が保有する楽天国際商業銀行股份有限公司(本社：台湾台北市、代表者：王世熙、以下「楽天国際商業銀行」といいます。)の持分の一部(発行済株式総数の1%)の楽天生命保険株式会社(本社：東京都港区、代表取締役社長：杉山蘭房、以下「楽天生命」といいます。)への譲渡が完了していること、及び、本統合契約書に定める前提条件の充足を条件としています。
3. 当行は、普通株式と異なる種類の株式として、2026年6月24日開催予定の当行定時株主総会にて、本株式交付の効力が生ずることを条件として、その効力発生と同時にA種種類株式についての定めを定款に追加する旨決議する予定です。A種種類株式の内容は次のとおりです。なお、特に定めがない点については普通株式と同一の内容です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (注) 1. 当行が本株式交付の対価として取得する楽天カード株式会社(東京都港区南青山二丁目6番21号、代表取締役社長 中村晃一、以下「楽天カード」といいます。)の株式数、及び、楽天証券ホールディングス株式会社(東京都港区南青山二丁目6番21号、代表取締役社長 楠雄治、以下「楽天証券HD」といいます。)の株式数、並びに、本株式交付の株式交付比率を勘案して記載しています。なお、楽天カード及び楽天証券HDの普通株式の保有者が譲り渡す株式数に応じて、実際に当行が交付する株式数が変動することがあります。
2. 銀行法その他の法令に定める関係官庁の認可等を条件として、2026年5月20日開催の当行の取締役会決議及び2026年6月24日開催の当行の定時株主総会の特別決議に基づき行う本株式交付により発行する予定です。また、本株式交付の実行は、楽天カード及び楽天証券HDの株主である楽天グループ株式会社(以下「楽天グループ」といいます。)並びに当行の間で本株式交付に関する統合契約書(以下「本統合契約書」といいます。)が締結されること、当行を含む楽天グループのフィンテック事業の再編(以下「本再編」といいます。)の対象外となる事業の移管が完了していること、具体的には楽天証券HDによる楽天グループへの楽天ウォレット株式の現物配当、楽天カードによる楽天グループへの楽天ペイメント株式の譲渡(発行済株式総数の95.28%)、楽天カードによる楽天グループ又はその子会社への梶山倉庫株式会社株式の譲渡、楽天カード傘下の楽天カードパートナーズ株式会社(本社：東京都港区、代表取締役社長：橋正、以下「楽天カードパートナーズ」といいます。)が保有する不動産事業等の楽天グループの子会社への移管等、当行が保有する楽天国際商業銀行股份有限公司(本社：台湾台北市、代表者：王世熙、以下「楽天国際商業銀行」といいます。)の持分の一部(発行済株式総数の1%)の楽天生命保険株式会社(本社：東京都港区、代表取締役社長：杉山蘭房、以下「楽天生命」といいます。)への譲渡が完了していること、及び、本統合契約書に定める前提条件の充足を条件としています。
3. 当行は、普通株式と異なる種類の株式として、2026年6月24日開催の当行定時株主総会にて、本株式交付の効力が生ずることを条件として、その効力発生と同時にA種種類株式についての定めを定款に追加する旨決議いたしました。A種種類株式の内容は次のとおりです。なお、特に定めがない点については普通株式と同一の内容です。

<後略>

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第 1 【公開買付け又は株式交付の概要】

4 【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

2 . 本株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠等

(1) 割当ての内容及び理由

(訂正前)

<前略>

当行は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性及び妥当性を確保するため、当行及び楽天グループから独立した大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）及びゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザーとして起用しております。なお、大和証券を第三者算定機関として起用し、2026年5月19日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得いたしました。また、当行の取締役会は、楽天グループ及び本再編の成否から独立した当行の独立社外取締役（長門正貢氏、川村佳世子氏）及び独立社外監査役（山田眞之助氏、三村亨氏）並びに企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、2026年6月24日開催予定の当行の第27期定時株主総会において独立社外取締役候補者として上程を予定している河井聡氏の計5名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しております。本特別委員会は、独立した第三者算定機関として合同会社デロイト トーマツ（以下「デロイト トーマツ」といいます。）を起用し、2026年5月19日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得するとともに、本株式交付における株式交付比率が当行の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得いたしました。詳細は、下記(2) をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

当行は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性及び妥当性を確保するため、当行及び楽天グループから独立した大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）及びゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザーとして起用しております。なお、大和証券を第三者算定機関として起用し、2026年5月19日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得いたしました。また、当行の取締役会は、楽天グループ及び本再編の成否から独立した当行の独立社外取締役（長門正貢氏、川村佳世子氏）及び独立社外監査役（山田眞之助氏、三村亨氏）並びに企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、2026年6月24日開催の当行の第27期定時株主総会において独立社外取締役として選任された河井聡氏の計5名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しております。本特別委員会は、独立した第三者算定機関として合同会社デロイト トーマツ（以下「デロイト トーマツ」といいます。）を起用し、2026年5月19日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得するとともに、本株式交付における株式交付比率が当行の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得いたしました。詳細は、下記(2) をご参照ください。

<後略>

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

特別委員会の設置及び答申書の取得

(i) 設置の経緯等

(訂正前)

当行は、親会社かつ支配株主である楽天グループからの本再編に係る検討の再開の提案を受けて、本再編に関する具体的な検討を開始するに際し、本再編に関して楽天グループと当行の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることから、本再編の是非や取引条件の妥当性についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、楽天グループから独立した立場で本再編について検討・交渉等を行うことができる体制を構築するべく、2026年2月9日付の取締役会決議により、楽天グループ及び本再編の成否から独立した当行の独立社外取締役（長門正貢氏、川村佳世子氏）及び独立社外監査役（山田眞之助氏、三村亨氏）並びに企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、2026年6月24日開催予定の当行の第27期定時株主総会において独立社外取締役候補者として上程を予定している河井聡氏の合計5名から構成される本特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、当行取締役会において本再編の実施の決定をするべきか否かについて検討し、当行取締役会に勧告を行うこと、及び、当行取締役会における本再編の実施の決定が、当行の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討し、当行取締役会に意見を述べることを委嘱いたしました（以下「本委嘱事項」といいます。）。なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、タイムチャージによる報酬を支払うものとしております。

< 後略 >

(訂正後)

当行は、親会社かつ支配株主である楽天グループからの本再編に係る検討の再開の提案を受けて、本再編に関する具体的な検討を開始するに際し、本再編に関して楽天グループと当行の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることから、本再編の是非や取引条件の妥当性についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、楽天グループから独立した立場で本再編について検討・交渉等を行うことができる体制を構築するべく、2026年2月9日付の取締役会決議により、楽天グループ及び本再編の成否から独立した当行の独立社外取締役（長門正貢氏、川村佳世子氏）及び独立社外監査役（山田眞之助氏、三村亨氏）並びに企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、2026年6月24日開催の当行の第27期定時株主総会において独立社外取締役として選任された河井聡氏の合計5名から構成される本特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、当行取締役会において本再編の実施の決定をするべきか否かについて検討し、当行取締役会に勧告を行うこと、及び、当行取締役会における本再編の実施の決定が、当行の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討し、当行取締役会に意見を述べることを委嘱いたしました（以下「本委嘱事項」といいます。）。なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、タイムチャージによる報酬を支払うものとしております。

< 後略 >

5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違(株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違)】

1．議決権

(訂正前)

楽天カード及び楽天証券HDの定款には、無議決権株式の定めはありませんが、当行では、2026年6月24日開催予定の当行定時株主総会にて承認され、本株式交付の効力が生ずることを条件として、その効力発生と同時に定款にA種種類株式の内容として無議決権株式の定めが置かれる予定です。

(訂正後)

1．議決権

楽天カード及び楽天証券HDの定款には、無議決権株式の定めはありませんが、当行では、2026年6月24日開催の当行定時株主総会にて承認され、本株式交付の効力が生ずることを条件として、その効力発生と同時に定款にA種種類株式の内容として無議決権株式の定めが置かれる予定です。

2．単元未満株式を有する株主の権利

(訂正前)

楽天カードでは、単元株式制度は採用されていません。これに対して、当行及び楽天証券HDの定款には、単元株式数を100株とする旨の定めが置かれているとともに、2026年6月24日開催予定の当行定時株主総会にて承認され、本株式交付の効力が生ずることを条件として、その効力発生と同時に当行の定款にはA種種類株式の単元株式数を1株とする旨の定めが置かれる予定であり、当行及び楽天証券HDの単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当行に請求すること(いわゆる単元未満株式の買取請求)ができます。

また、当行の定款には、単元未満株式を有する株主は、()会社法第189条第2項各号に掲げる権利、()会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、及び()株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができない旨の規定が置かれています。

また、楽天証券HDの定款には、単元未満株式を有する株主が楽天証券HDに対して自己の保有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を請求することができる旨の規定が置かれており、単元未満株式を有する株主は、()会社法第189条第2項各号に掲げる権利、()会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、()株主割当てによる募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、及び()自己の保有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を請求する権利以外の権利を行使することができない旨の規定が置かれています。

(訂正後)

2．単元未満株式を有する株主の権利

楽天カードでは、単元株式制度は採用されていません。これに対して、当行及び楽天証券HDの定款には、単元株式数を100株とする旨の定めが置かれているとともに、2026年6月24日開催の当行定時株主総会にて承認され、本株式交付の効力が生ずることを条件として、その効力発生と同時に当行の定款にはA種種類株式の単元株式数を1株とする旨の定めが置かれる予定であり、当行及び楽天証券HDの単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当行に請求すること(いわゆる単元未満株式の買取請求)ができます。

また、当行の定款には、単元未満株式を有する株主は、()会社法第189条第2項各号に掲げる権利、()会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、及び()株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができない旨の規定が置かれています。

また、楽天証券HDの定款には、単元未満株式を有する株主が楽天証券HDに対して自己の保有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を請求することができる旨の規定が置かれており、単元未満株式を有する株主は、()会社法第189条第2項各号に掲げる権利、()会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、()株主割当てによる募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、及び()自己の保有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を請求する権利以外の権利を行使することができない旨の規定が置かれています。

7 【公開買付け又は株式交付に関する手続】

2．株主総会等の株式交付に係る手続の方法及び日程

（訂正前）

株式交付計画作成の当行取締役会	2026年5月20日(水曜日)
株式交付計画承認の定時株主総会	2026年6月24日(水曜日)(予定)
株式交付子会社の株式の譲渡の申込期日	2026年9月30日(水曜日)(予定)
株式交付の効力発生日	2026年10月1日(木曜日)(予定)

但し、本株式交付の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

（訂正後）

株式交付計画作成の当行取締役会	2026年5月20日(水曜日)
株式交付計画承認の定時株主総会	2026年6月24日(水曜日)
株式交付子会社の株式の譲渡の申込期日	2026年9月30日(水曜日)(予定)
株式交付の効力発生日	2026年10月1日(木曜日)(予定)

但し、本株式交付の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

3 【臨時報告書】

（訂正前）

該当事項はありません。

（訂正後）

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月25日)までに、以下の臨時報告書を提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月25日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月22日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しています。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月25日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しています。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。